

保年第 1465 号

平成21年1月21日

福岡市国民健康保険運営協議会
会長 尾形 裕也 様

福岡市長 吉田 宏

平成21年度 福岡市国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

ご承知のとおり、国民健康保険は国民皆保険制度の基盤をなすものとして、重要な役割を担っているところであります。

しかしながら、国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高いなどの制度上の構造的な問題により、その財政基盤は非常に脆弱なものとなっており、また、医療費の増大等により、その事業運営は極めて憂慮すべき状況にあります。

本市におきましても、保険料収納対策、医療費適正化対策を重点的に努力してきたところではありますが、平成20年度の決算見込みにおいては、82億円余の累積赤字が見込まれており、依然として厳しい状況にあります。

かかる状況を踏まえ、国保財政の健全化を図りながら平成21年度の事業を運営していくため、次のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。

記

1. 被保険者一人あたり保険料について

(1) 一般被保険者医療給付費分

平成21年度の一般被保険者医療給付費分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
55,771円(1,828円引下げ)とする。

(2) 後期高齢者支援金等分

平成21年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料は、被保険者一人あたり
18,228円(1,828円引上げ)とする。

(3) 介護納付金分

平成21年度の介護納付金にかかる保険料は、被保険者一人あたり
21,757円(1,044円引下げ)とする。

2. 保険料の賦課限度額について

(1) 医療給付費分

平成21年度の医療給付費分にかかる保険料の賦課限度額は、
47万円(据置)とする。

(2) 後期高齢者支援金等分

平成21年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料の賦課限度額は、
12万円(据置)とする。

(3) 介護納付金分

平成21年度の介護納付金分にかかる保険料の賦課限度額は、
10万円(1万円引上げ)とする。

(ただし、賦課限度額にかかる政令が改定された場合)